

## 有効期限が印字されている証の改元後の取扱いについて

本年5月より元号が「令和」に改められましたが、既に交付した有効期限が印字された次の証については、改元後もそのままご使用いただけますのでお知らせします。

なお、新元号での差替えは行いませんのでご了承ください。

### 有効期限が印字されている証

- ・ 高齢受給者証
- ・ 限度額適用認定証
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・ 任意継続組合員証
- ・ 任意継続組合員被扶養者証